

(参考) ツキノワグマ出没注意報・出没警報の発出基準(案)の修正案

【注意報】(次のいずれかが該当した場合に発出)

- ・前年又は前々年の豊凶調査結果等から、子連れグマ又は親離れグマ等が多く出没することが予測される
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の1.5倍以上
- ・里地での目撃件数の週単位の伸び率(前週比)が、当該週の属する月単位の平常年の伸び率(前月比)の概ね1.5倍以上
- ・里地での人身被害の発生

【警報】(次のうち複数項目が該当した場合に発出)

- ・堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予測(大量出没が予測)される
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上
- ・里地での目撃件数の週単位の伸び率(前週比)が、当該週の属する月単位の平常年の伸び率(前月比)の概ね2倍以上
- ・里地での人身被害が1か月間に複数回発生

※上記を基準に、出没や被害状況を総合的に勘案し、専門家の知見を得て決定する。

※上記基の基準のほか、専門家等が発出を必要と認めた場合も、他の専門家との協議の上発出を決定することができる。